

○参考 1 教育職員免許状取得に要する単位数について

以下の各表に記載している「最低修得単位数」は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定されている単位数です。教育学部のカリキュラムでは、これより多く修得しなければならない場合があります。

卒業要件以外の教員免許を取得する場合は、「教員免許取得ガイド」により、必要な単位を修得してください。

小学校教諭普通免許状

免 許 状 の 種 類				1種免許状	2種免許状	備 考		
基 礎 資 格				学士の学位	短期大学士の学位			
	欄	科 目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数				
教科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語）	10教科 各1単位以上	30	6教科(音楽・図工・体育のうち2以上を含む)各1単位以上	16	10教科のうち1以上の科目について修得するものとする。
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語）					
			教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（複合科目）					
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6			
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1単位以上	1単位以上			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	2単位以上	1単位以上	6		
			総合的な学習の時間の指導法	10				
			特別活動の指導法					
			教育の方法及び技術					
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
			生徒指導の理論及び方法					
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。 2単位まで学校体験活動を含むことができる。		
			教職実践演習	2	2			
	第六欄	大学が独自に設定する科目	第二欄～第五欄に掲げる科目	2	2			
			第二欄～第五欄に掲げる科目に準ずる科目					
合 計				59	37			

中学校教諭普通免許状

免 許 状 の 種 類				1 種免許状		2 種免許状		備 考
基 礎 資 格				学士の学位		短期大学士の学位		
	欄	科 目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数				
教 科 及 び 教 職 に 関 する 科 目	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健 体育、保健、技術、家庭、外国語（英語）	8 単位以上	2 8	2 単位以上	1 2	別表の第二欄に掲げる 事項について修得する ものとする。
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。 。） 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健 体育、保健、技術、家庭、外国語（英語）					
			教科及び教科の指導法に関する科目における 複数の事項を合わせた内容に係る科目（複合 科目）					
	第三欄	教育の基礎 的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1 0	6			
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム 学校運営への対応を含む。）					
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（ 学校と地域との連携及び学校安全への対応を 含む。）					
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	1 単位以上	1 単位以上			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に 対する理解					
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム ・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等に 関する科目	道徳の理論及び指導法	2 単位以上	1 単位以上			
			総合的な学習の時間の指導法	1 0	6			
			特別活動の指導法					
			教育の方法及び技術					
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
			生徒指導の理論及び方法					
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法					
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	第五欄	教育実践に 関する科目	教育実習	5	5	事前及び事後の指導 1 単位を含む。 2 単位まで学校体験活 動を含むことができる。		
			教職実践演習	2	2			
	第六欄	大学が独自 に設定する 科目	第二欄～第五欄に掲げる科目	4	4			
			第二欄～第五欄に掲げる科目に準ずる科目					
合 計				5 9		3 5		

別表（中学校）

第一欄	第 二 欄	最低修得単位数	
		1 種免許状	2 種免許状
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～
社会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学，政治学」 「社会学，経済学」 「哲学，倫理学，宗教学」	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～
理科	物理学 化学 生物学 地学 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～
保健体育	体育実技 「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～
保健	生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～
技術	材料加工（実習を含む。） 機械・電気（実習を含む） 生物育成 情報とコンピュータ	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～
外国語 （英語）	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～	1 ～ 1 ～ 1 ～ 1 ～

備考 「 」内に表示された事項は，当該事項の1以上にわたって行うものとする。

高等学校教諭普通免許状

免 許 状 の 種 類				1種免許状		備 考
基 礎 資 格				学士の学位		
	欄	科 目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
教 科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、工業、外国語（英語）	4 単位以上	2 4	別表の第二欄に掲げる事項について修得するものとする。
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、工業、外国語（英語）			
			教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（複合科目）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1 0	1 単位以上	
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	8		
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	3	2	事前及び事後の指導 1 単位を含む。 2 単位まで学校体験活動を含むことができる。
			教職実践演習			
	第六欄	大学が独自に設定する科目	第二欄～第五欄に掲げる科目	1 2		
			第二欄～第五欄に掲げる科目に準ずる科目			
合 計				5 9		

別表（高等学校）

第一欄 免許教科	第 二 欄	最低修得単位数
	教科に関する専門的事項	
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学	1～ 1～ 1～
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌	1～ 1～ 1～ 1～
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1～ 1～ 1～
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	1～ 1～ 1～ 1～ 1～
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」	1～ 1～ 1～ 1～ 1～
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～
工芸	図法・製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学	1～ 1～ 1～ 1～ 1～
工業	工業の関係科目 職業指導	1～ 1～
外国語 （英語）	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解	1～ 1～ 1～ 1～

備考 「 」内に表示された事項は、当該事項の1以上にわたって行うものとする。

特別支援学校教諭普通免許状

免 許 状 の 種 類				1 種免許状		2 種免許状			担当 可能 領域	備 考	
基 礎 資 格				学士の学位及び 小、中、高、幼い ずれかの普通免 許状を有すること		小、中、高、幼い ずれかの普通免 許状を有すること					
	欄	科 目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数							
特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目	第一欄	特別支援教育の 基礎理論に関する科目		2		2			全 領 域		
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	1	8		1	4	視 覚 又 は 聴 覚		
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目	2			1				
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	1	4	1 6	1	2	8	知的 、 肢 体 又 は 病 弱	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目	2						1	
	第三欄	免許状に定めら れることとなる 特別支援教育領 域以外の領域に 関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	5		3			全 領 域		
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目								
	第四欄	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒についての 教育実習		3		3			全 領 域	事前及び事後の指導 1 単位を含む。 1 単位まで学校体験活 動を含むことができる。	
	合 計				2 6		1 6				

備考 1 種免許状を取得する場合、上記表の各科目ごとに定められた最低修得単位数を含め、特別支援教育に関する科目を 26 単位以上修得すること。

幼稚園教諭普通免許状

免 許 状 の 種 類				1種免許状	2種免許状	備 考	
基 礎 資 格				学士の学位	短期大学士の学位		
	欄	科 目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
教科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 健康，人間関係，環境，言葉，表現	16	12	1以上の科目について 修得するものとする。	
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）				
			領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（複合科目）				
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6		
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	1単位以上	1単位以上		
			特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解				
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	第四欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4		
			幼児理解の理論及び方法				
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。 2単位まで学校体験活動を含むことができる。	
			教職実践演習	2	2		
	第六欄	大学が独自に設定する科目	第二欄～第五欄に掲げる科目	14	2		
			第二欄～第五欄に掲げる科目に準ずる科目				
合 計				51	31		

養護教諭普通免許状

免 許 状 の 種 類				1 種免許状	2 種免許状	備 考
基 礎 資 格				学士の学位	短期大学士の学位	
	欄	科 目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
養護及び教職に関する科目	第二欄	養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2	
			学校保健	2	1	
			養護概説	2	1	
			健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2	
			栄養学（食品学を含む。）	2	2	
			解剖学・生理学	2	2	
			「微生物学，免疫学，薬理概論」	2	2	
			精神保健	2	2	
			看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	1 0	1 0	
			養護に関する科目計	2 8	2 4	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5	
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	1 単位以上	1 単位以上	
			特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目	道徳，総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3	
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	養護実習	5	4	事前及び事後の指導 1 単位を含む。 2 単位まで学校体験活動を含むことができる。
			教職実践演習	2	2	
	第六欄	大学が独自に設定する科目	第二欄～第五欄に掲げる科目	7	4	
			第二欄～第五欄に掲げる科目に準ずる科目			
合 計				5 6	4 2	

備考 「 」内に表示された事項は、当該事項の1以上にわたって行うものとする。